

第2回の義援金配分割合決定委員会（6月6日）決定事項について

※日本赤十字社HPから

第2回の義援金配分割合決定委員会（会長；堀田 力 さわやか福祉財団理事長）が6月6日に開催されました。今回の委員会で義援金の迅速な配分を最重要課題と捉え、このための配分方法が検討されました。

また、日本赤十字社等から被災都道府県への送金方法はこの委員会で決定しますが、被災都道府県から被災者への配分方法はそれぞれの都道府県が独自に決定することが確認されました。

1. 日本赤十字社等の義援金受付団体から被災都道府県への送金について

(1) 日赤をはじめとする義援金受付団体に寄せられた義援金（約 2,514 億円）のうち、すでに被災都道府県に送金された額を除いた額（約 1,691 億円）を送金しますが、現在でも被害が判明していない部分もあることから、このうち一定額を留保し、残る義援金を送金する。

(2) この義援金を被害の程度に応じて被災都道府県に送金することとし、その際の指標としては第1次配分と同様に「死者・行方不明者」、「全壊・全焼世帯」、「半壊・半焼世帯」、「原発関係避難世帯」とする。

（注）原発関係の対象世帯の取扱いは別途検討する。

(3) 被害程度の指標は、「死者・行方不明者、全壊・全焼、原発関係避難世帯」を「1」とし、「半壊・半焼世帯」を「0.5」とする。

被災都道府県からの報告を取りまとめ、義援金を指標の合計数に基づき按分して送金額を決定し、速やかに被災都道府県に送金する。

2. 各都道府県から被災世帯への配分について

被災都道府県に送金された義援金については、被災都道府県の配分委員会が地域の実情に合わせて配分の対象や配分額を決定する。

（注）全国的な公平を担保する観点から「義援金配分割合決定委員会」の決定内容を参酌するが、これに拘束されることはない。

3. なお、今回の委員会の議論の中で、「義援金配分の迅速性の観点から住宅の被害状況にかかわらず一律に配分してはどうか」との提案がなされましたが、被災都道府県の代表者からは「第一次配分と整合性が取れない」、「合理的な説明ができない」との意見があり、見送られました。

4. 今後、速やかに各被災都道府県から被害状況の報告を受け、これにより各被災都道府県への送金額を算定した上で義援金を送金することになります。

平成23年6月6日

第2次配分に当たっての共通認識

<義援金受付団体から被災自治体への義援金の配分(送金)に当たって>

- ・ 義援金受付団体に集められた義援金については、被災の程度に応じて被災自治体へ送金することとする。
- ・ 具体的には、死亡・行方不明者、全・半壊戸数、原発避難関係世帯数を被害の程度の便宜の指標とし、その合計数で各自治体に按分する。なお、これは便宜の指標であり、被災者への配分額には直結しない。
- ・ 今般留保した義援金、今後集まった義援金についても、特段の事情がない限り、このルールに基づき定期的に被災自治体へ送金することとする。

<自治体から被災者への義援金の配分に当たって>

- ・ 被災者への配分は、地域の実情を踏まえ、各自治体の配分決定委員会において検討し、決定する。
例えば、義援金受付団体から送金された義援金の相当部分について、死亡・行方不明者、全・半壊被害及び原発避難関係世帯数に対し明確な基準で配分するなど、被災者への迅速な配分が可能となる方法についても検討されることが望ましい。また、これ以外の部分については、公平を旨としてきめ細かい検討が望ましい。
- ・ 自治体においては、他自治体からの職員の応援の活用や、雇用創出基金を利用して義援金配布事務に従事する被災者を雇用するなどの方法により、被災者への迅速な義援金の配分に努める。
- ・ 義援金を事業活動等に配分しない。
- ・ 義援金を自治体の一般行政経費の歳入不足の補填の類に充てない。
- ・ 各自治体における監査と併せて、配分基準や配分実績等についての速やかな公表(インターネット等)を行う。